

郵送による許可証等の交付について

一部の手続きについては、許可証等の交付を郵送により行うことができます。
なお、申請や届出については、これまでどおり、窓口でお願いします。



対象の許可等の手続き

- ・ 道路使用許可証の交付
- ・ 通行禁止道路通行許可証の交付
- ・ 通行禁止・駐車禁止除外標章の交付（身体障害者用以外のもの）
- ・ 駐車許可証の交付
- ・ 制限外許可証の交付（制限外積載許可、設備外積載許可、荷台乗車許可）
- ・ 制限外けん引許可証の交付
- ・ 緊急自動車の仮受理書・届出確認書・指定書の交付
- ・ 道路維持作業用自動車の仮受理書・届出確認書・指定書の交付
- ・ 緊急通行車両確認証明書、緊急輸送車両確認証明書及び同標章の交付
- ・ 規制除外車両の事前届出済証の交付
- ・ 原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認

郵送交付に必要なもの

郵送による交付を希望する方は、各許可の申請又は届出時に、各手続きに必要な書類等のほか、

許可証等送付用の「レターパックプラス」（赤色）の封筒

を準備の上、窓口へ提出してください。

なお、レターパックプラスについては、郵便局のほか、一部のコンビニエンスストアで販売しています。

- ※ レターパックには、「レターパックプラス」（赤色）と、「レターパックライト」（青色）がありますが、郵送交付には、「レターパックプラス」（赤色）が必要となりますので、間違いのないように注意してください。

注意事項

- ※ 郵送での対応は、許可証等の「交付」のみであり、申請や届出については窓口での受け付けになりますので、各警察署等への来庁により手続きを行ってください。
- ※ 郵送交付の手続きは、「レターパックプラス」以外の方法ではできません。
- ※ 郵送交付の場合、交付日は、通常の処理期間に郵送に要する期間が必要となりますので、ご了承ください。